

## 意見募集概要

### 1. 件名

健康うらやす 21(第3次)(素案)

### 2. 概要

健康うらやす 21(第3次)計画は、計画期間を令和 7 年度から令和18 年度までの12 年間とした計画となっており、令和 7 年3月に策定を予定しております。

計画の基本理念は、「ウェルネス・ライフ うらやす」の推進とし、すべての市民が健やかで心豊かに暮らせるまちの実現の推進です。この基本理念を踏まえ、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画、母子保健計画を包含し、4つの施策の方向性により体系的に関連事業を展開しています。

策定の根拠といたしましては、健康増進法第8条第 2 項に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第 2 項に基づく「市町村自殺対策計画」、及び国が定める成育医療等基本方針に基づく「市町村母子保健計画」を策定し、実施することとなっております。また、本計画は国の「健康日本 21(第三次)」、県の「健康ちば 21(第3次)」等の計画や、市の上位計画である浦安市総合計画、浦安市地域福祉計画など、その他関連する計画との整合性を図り、策定をいたします。

今回、この素案についてお知らせし、皆さんから意見などを伺います。

これは、市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続です。

### 3. 資料

- ・ 健康うらやす 21(第3次)(素案)

### 4. 担当課

- ・ 健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画に関すること:健康増進課
- ・ 母子保健計画に関すること:母子保健課

### 5. 募集期間

令和 7 年1月1日(水曜日)～令和 7 年1月30 日(木曜日)

### 6. 資料の閲覧

市ホームページ、市公式 YouTube、情報公開室(市役所10 階)、健康増進課(健康センター1階窓口)、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館でご覧になれます。

### 7. 提出方法

令和 7 年1月30 日(木曜日)(消印有効)までに、以下の方法により提出。

- ・ 直接提出:書面でまとめたものを、浦安市役所 健康増進課(健康センター1階)へ
- ・ 郵便:ハガキ、封書で〒279-0004 浦安市猫実一丁目 2 番5号 浦安市役所 健康増進課へ
- ・ ファクス・メール:タイトルを「健康うらやす 21(第3次)素案」とし、ファクス 047-381-9083、メール([kenzo@city.urayasu.lg.jp](mailto:kenzo@city.urayasu.lg.jp))へ

※匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所(団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名)を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。